

改正ポイントは以下のとおりです。



道路交通法の一部が改正されます。

一定の病気等に係る運転者対策

平成26年6月までに施行

免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務

虚偽記載
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する疑いがあると認められる時
※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定停止制度

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。
- 「質問票」の記載内容等を踏まえて、運転免許取消しとなった場合でも、病状が快復し、運転免許を再取得することができる状態になった際には、試験の一部が免除されます。(取消しとなった日から、3年以内に限りです。)
- 「質問票」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- 記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。
- 「運転適性相談窓口」が、各都道府県警察に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、ぜひ、ご相談ください。

※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。

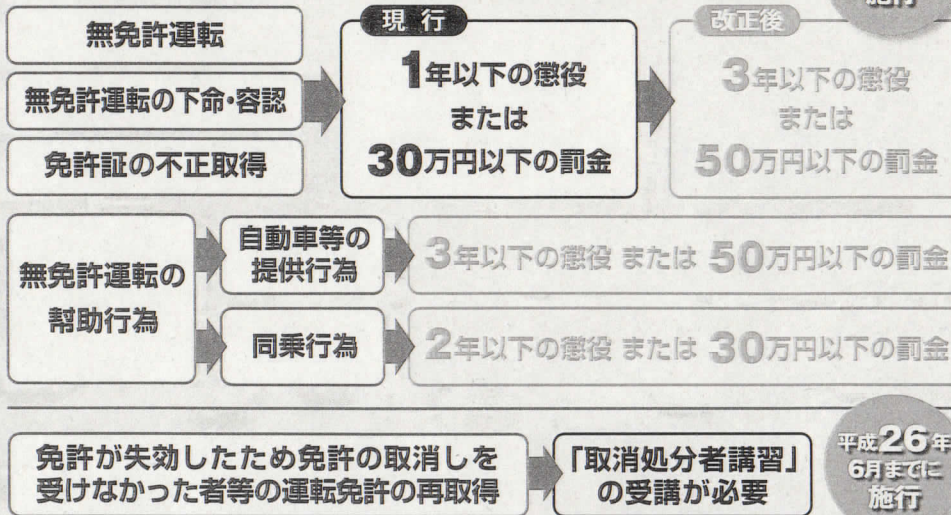


愛知県警察



悪質・危険運転者対策

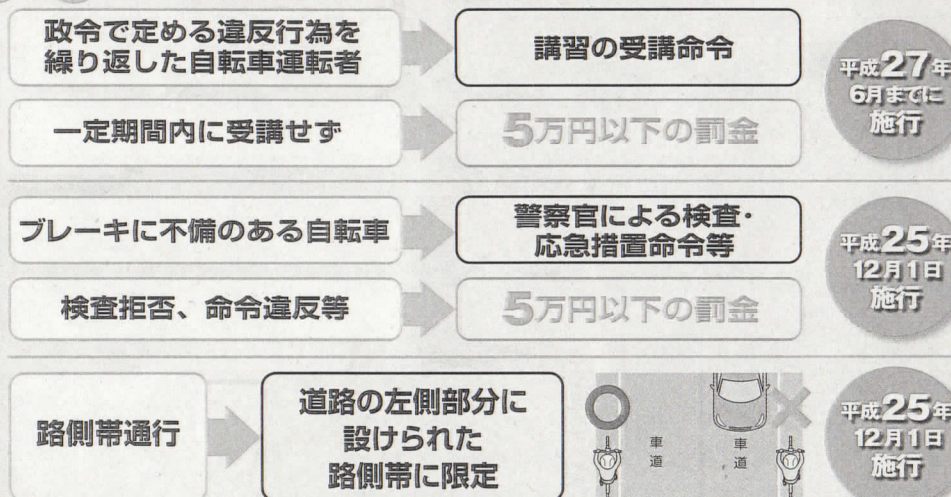
平成25年12月1日施行



平成26年6月までに施行

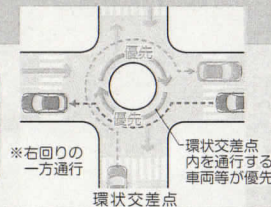


自転車利用者対策



その他

環状交差点の交通方法を定める



平成26年12月までに施行

放置違反金のコンビニ納付を可能に

平成26年6月までに施行

